

10月から受付

来春の保育園入園案内

照会先 子ども家庭課 ☎23-8965

来年の4月から保育園に入園（新規・継続）を希望する乳幼児の受付と面接を、10月1日（火）から行います。

保育園は、保育に欠ける乳幼児を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保護者の仕事の多様化により保育ニーズが増加しています。それに対応できるように、市内の保育園では、いろいろな保育事業を行っています。

保育園の役割は

乳幼児期は、人間形成の大切な時期といわれ、また、豊かに伸びていく可能性を秘めた時期であるともいわれます。

保育園では、よい環境の中で、子どもの発達段階を理解しながら、子どもの個人差や生活環境などを把握して、一人一人がのびのびと健やかに明るく成長し、豊かな人間性を持った子どもを育成することを目指しています。

入園できる乳幼児

次のような理由で、保護者が家庭で保育できない場合に入園申し込みができます。

- ▽昼間、家庭の外で働いているか、家庭内で家事以外の仕事をしている。
- ▽妊娠後期または、出産後間がない（出産予定月およびその前後2カ月間）。
- ▽病気あるいは、病人や心身障がい児（者）を常時介護している。
- ▽災害の復旧にあたっている。

保育園ではこんな事業も行っています 〈特別保育事業〉

乳児保育事業

0歳児からの保育を行っています。通常、乳児の身体の発達を考慮して、おおむね6カ月から保育をしますが、産休明けからの保育を実施している保育園もあります。

延長保育事業

通常は、午前8時30分から午後4時30分までの8時間保育を原則としています。が、夫婦共働きなどで普通の保育時間内



市内保育園一覧表

保育園名	所在地	電話番号	定員	乳児保育	保育時間	地域活動事業	一時保育	バス
社会福祉法人（9カ所）	関 保 育 園	本郷町 88-1	22-0313	120	生後 6 カ月～	7:30～19:15	○	○
	安 桜 保 育 園	日ノ出町 2-44	22-0467	90	生後 6 カ月～	7:15～19:00	○	○
	松 湊 保 育 園	前町 35-2	22-2262	120	生後 4 カ月～	7:15～19:00	○	○
	中 濃 保 育 園	春里町 3-3-34	22-2377	200	生後 3 カ月～	7:00～19:00	○	○
	下有知 保 育 園	下有知 1521-1	22-3398	160	生後 3 カ月～	7:00～19:00	○	○
	小金田 保 育 園	上白金 488-1	28-2223	150	生後10カ月～	7:00～19:00	○	○
	倉 知 保 育 園	倉 知 928	22-3498	180	生後 6 カ月～	7:15～19:00	○	○
	瀬 尻 保 育 園	小瀬 164-1	22-4227	230	生後 6 カ月～	7:15～19:00	○	○
公 立（10カ所）	童 心 保 育 園	鋳物師屋 3-6-24	22-1879	150	生後 4 カ月～	7:00～19:00	○	○
	富 岡 保 育 園	市平賀 501-1	22-8259	140	生後 6 カ月～	7:30～18:00		
	田 原 保 育 園	西田原 1421-1	22-5542	140	生後 6 カ月～	7:30～18:00		○
	※富野 保 育 園	西神野 298-1	29-0203	80	生後 6 カ月～	7:30～18:00		
	南ヶ丘 保 育 園	倉 知 2916-21	24-0719	80	生後 6 カ月～	7:30～18:30	○	
	西 部 保 育 園	小屋名 621-2	28-3340	75	生後 6 カ月～	7:30～18:00	○	
	洞 戸 保 育 園	洞戸通元寺 78-1	0581-58-2120	60	生後 6 カ月～	7:30～18:00	○	○
	板取めばえ 保 育 園	板取 1631-36	0581-57-2250	45	生後 6 カ月～	8:00～18:00	○	○
	むげがわ 保 育 園	武芸川町谷口 1032-1	45-3001	170	生後 6 カ月～	7:30～19:00	○	○
	武儀やまゆり 保 育 園	中之保 4680	49-2852	100	生後 6 カ月～	7:30～18:00	○	○
	上之保 保 育 園	上之保 1140	47-2252	60	生後 6 カ月～	7:30～18:30	○	

乳児保育＝受け入れ可能年齢（月）は目安です。 保育時間＝平日の場合の時間です。

定員・保育時間などは年度により変更となる場合があります。

※富野保育園は平成26年1月（予定）まで耐震改修工事を行っています。工事期間中は、旧武儀やまゆり西保育園（下之保3080-8 ☎49-2891）で保育を実施しています。

一時保育事業

急病や冠婚葬祭の時、または月のうち数日だけ仕事をする方のため、週3日を限度として、乳幼児を受け入れています。

- ◆保育時間 ▽平日 ▽午前8時30分～午後4時30分 ▽土曜日 ▽午前8時30分～正午
- ◆利用日数 1人1カ月につき12日以内
- ◆利用料 ▽3歳未満 ▽1日1500円（4時間未満750円） ▽3歳以上 ▽1日1200円（4時間未満600円）

障がい児保育事業

通園ができ集団保育になじむ乳幼児は、すべての保育園で受け入れていきます。子ども家庭課と保育園、養護訓練センターなどで話し合い、子どもの発達段階に合わせた適切な保育を考えます。

子育て支援事業

保育園では、広く地域の方々にに対し、保育の相談や助言などを行っています。保育園は、地域の方々の身近な子育て支援の施設として期待されています。

＜地域子育て支援センター＞

◆実施保育園 倉知保育園、むげがわ保育園

◆主な内容 ▽子育ての相談や助言（電話や来所、訪問） ▽母親や子育てサークルの指導者などに対する子育て講演会の開催 ▽子育てサークルに対する

園庭や保育室などの開放 ▽未就園児を対象とした親子教室の開催 ▽子育てボランティアの育成など

＜地域活動事業＞

現在、6カ所の保育園（6ページ一覧表参照）で次のことを行っています。

- ▽保護者などへの育児講座
- ▽地域での異年齢児交流事業
- ▽老人福祉施設訪問などでの世代間交流事業

また、夏祭りや運動会などの行事を通して、地域との交流を図っています。

入園の申し込みは

【新規入園申込に必要な書類】

- ① 保育園入園申込書
児童1人に1枚必要
- ② 家族の状況証明書
- ▽所得税の源泉徴収をしていない事業所

に勤務、またはパート、内職などの場合は就労の証明
▽病气、または病人を常時介護している場合は診断書

▽保護者が学生の場合は学生証の写し
▽家族の方が心身障がい児者であり、療育手帳・身体障害者手帳の交付を受けている場合は、その手帳の写し（特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給者は申し出てください）

③ 口座振替依頼書
市内に本・支店がある金融機関または郵便局へ提出してください。

④ 認め印

【継続入園申込に必要な書類】

基本的には面接と状況聴取のみですが、次の方は書類の提出が必要です。
① 市外の保育園を利用している方 ▽保育園入園申込書
② 前年の申し込み以降、家族の状況に

更があった方 ▽家族の状況証明書

③ 振替口座の変更を希望する方 ▽口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。

※保育園入園申込書、家族の状況証明書、口座振替依頼書の用紙は、各保育園、子ども家庭課、各地域事務所にあります。

【来年度1月から3月までに提出する書類】

（保育料算定に必要な書類）
入園申し込み後、就労している世帯員について、次の書類を提出してください。

▽給与所得の方 ▽平成25年分の源泉徴収票の写し

▽確定申告をする方 ▽平成25年分の確定申告書の写し

▽市県民税の申告をする方 ▽平成26年度市県民税申告書の写し

▽平成25年1月1日現在、市外に居住していた方 ▽前住所地の平成25年度課税所得証明書または市町村民税納税通知書の写し

※入園の申込時に必要な書類をお伝えします。

【その他】

10月1日から31日までの受付期間中で、入園申し込みが定員を超えた場合は世帯の状況により優先順位を決定します。11月以降の申し込みは各保育園ごとで定員になり次第締め切ります。入園決定通知は来年度2月末にお送りします。

また、市外の保育園への入園を希望される方は子ども家庭課で申し込みをしてください。

出張受付日程		
受付日	受付場所	担当事務所
10月1日(火)	むげがわ保育園	武芸川事務所
2日(水)	瀬尻保育園	子ども家庭課
3日(木)	下有知保育園	子ども家庭課
4日(金)	松溪保育園	子ども家庭課
7日(月)	安桜保育園	子ども家庭課
8日(火)	小金田保育園	子ども家庭課
9日(水)	童心保育園	子ども家庭課
10日(木)	中濃保育園	子ども家庭課
11日(金)	富岡保育園	子ども家庭課
15日(火)	関保育園	子ども家庭課
16日(水)	田原保育園	子ども家庭課
17日(木)	倉知保育園	子ども家庭課
18日(金)	南ヶ丘保育園	子ども家庭課
21日(月)	富野保育園(飯園舎(旧武儀やまゆり西保育園))	子ども家庭課
22日(火)	西部保育園	子ども家庭課
◆受付時間 午前9時～午後4時		
※出張受付日以外および上記に記載のない保育園の申し込みについては、子ども家庭課または各担当事務所にて受付を行います。（平日午前8時30分～午後5時15分）受付時間内に申し込みできない方は、子ども家庭課までご相談ください。		
※受付場所には、説明のできる方がお越しください。		
※10月中の申し込みとしますが、期間内に申し込みができない方は、子ども家庭課までご相談ください。		
◆保育料について		
※保育料は児童の属する世帯の負担能力（平成25年分所得税や平成25年度市民税）に応じた基準額表に基づき決定します。国の改正を基礎としているため、26年度の保育料基準額については、来年度4月ごろに確定しますので、ご了承ください。		

ご存じですか福祉医療制度

◆照会先 福祉政策課 ☎23-7735 ファクス 23-7748

「福祉医療制度」は、医療費の助成を行う制度です。病院などで治療を受けた時に、保険診療の自己負担額の全額または一部が助成されます。その対象者や申請方法を紹介します。

※制度改正により10月から、次の2点について取り扱いを変更します。

1. 父子家庭の所得制限の廃止

2. 重度心身障がい者の身体障害者手帳申請中の医療費助成制度の改正

対象者	対象となる条件など	助成額	申請方法	持ち物
重度心身障がい者	▷身体障害者手帳（1～3級）該当者 ▷療育手帳（A・A1・A2・B1）該当者 ▷精神障害者保健福祉手帳（1・2級）該当者	社会保険各法の自己負担額（外来・入院）	各種手帳が交付されたときに申請	・印鑑 ・保険証 ・場合によっては課税所得証明書
	▷厚生労働大臣が定める長期高額疾病による療養者		各健康保険より特定疾病療養受療証が交付されたときに申請	
子ども	▷就学前児		右記の物を持参し、出生届を出した後に申請	・印鑑 ・保険証
	▷小学1年生～中学3年生（満15歳になる年度末まで）		小学校入学時および中学校入学時に申請（個別に案内します）	
母子家庭等	▷18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない母親とその児童 ▷父母のいない18歳未満の児童（満18歳になる年度末まで。子に一定の障がいがある場合は満20歳まで）		右記の物を持参し、事実発生日（離婚日など）から30日以内に申請 ※期間経過後も申請できます。	・印鑑 ・保険証 ※その他詳細は、お問い合わせください。
父子家庭	▷18歳未満の児童を扶養している配偶者のいない父親とその児童（満18歳になる年度末まで。子に一定の障がいがある場合は満20歳まで）			
精神科病院入院者	▷精神科病院に入院している方	入院分の社会保険各法の自己負担額の2分の1	右記の物を持参し、入院した日から30日以内に申請 ※期間経過後も申請できます。	・印鑑 ・保険証 ・医師の証明書 ※用紙は福祉政策課にあります。

※いずれの制度も、保険外の診療については対象になりません。※転入された方は転入時に申請してください。

◆すでに、福祉医療の対象になっている方へのお願い

▷県内の医療機関にかかるときは、毎回必ず受給者証を提示してください。

▷保険証や住所に変更があった場合は、速やかに福祉政策課で変更の届け出をしてください。

▷受給資格がなくなった方は、速やかに受給者証を福祉政策課へお返しく下さい。

▷高額療養費制度の対象となる場合は、加入されている健康保険であらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関へ提示してください。1カ月に1医療機関に支払う金額が自己負担限度額までとなります。

70歳になったら 高齢受給者証を忘れずに

照会先 国保年金課 ☎23-7701



70～74歳の国民健康保険加入者は、これまでの保険証とは別に「国民健康保険高齢受給者証」が必要となります。これは自己負担割合を示す証明書となり、医療機関を受診する際は保険証とあわせて提示が必要です。

●対象となる方、対象となる期間

国民健康保険に加入している70歳以上の方に交付します。

70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から75歳の誕生日の前日までが対象となります。75歳からは後期高齢者医療制度で医療を受けます。

対象者には**70歳になる誕生月の下旬（1日生まれの方には、誕生月前月の下旬）に「高齢受給者証」を郵送します。**

●医療機関に支払う自己負担割合

医療機関でお支払いいただく自己負担の割合は、前年の収入、所得などによって異なります。

自己負担割合	判定基準
3割	住民税課税所得（※）が145万円以上ある70～74歳の国保被保険者がいる世帯 ただし、上記の世帯のうち、前年の世帯の収入が下記の場合は、申請により2割（平成26年3月31日までは1割）となります。 ●国保被保険者のうち70～74歳の方が1人の場合 → 収入が383万円未満 ●国保被保険者のうち70～74歳の方が2人以上の場合 → 70～74歳の方全員の合計収入が520万円未満 ●国保被保険者のうち70～74歳の方が1人の世帯で、同じ世帯に国保から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる場合 → 70～74歳の方と後期高齢者医療制度へ移行した方全員の合計収入が520万円未満
2割 (平成26年3月31日までは1割)	上記3割に該当しない世帯

※前年中の収入から必要経費などを差し引いたものが所得であり、住民税課税所得とは、所得から各種所得控除を差し引いたもの。

- 19歳未満で所得のない被保険者がいる世帯主は、年少扶養控除廃止に伴う調整控除があります。（16～19歳未満1人につき12万円、16歳未満1人につき33万円）

●有効期限

高齢受給者証は毎年8月に更新し、翌年7月31日（年度途中で70歳になられた方は該当月から最初の7月31日）までが有効期限です。ただし75歳になられる方は、75歳の誕生日の前日までが有効期限となります。誕生日からは国民健康保険に代わって後期高齢者医療制度に加入します。また、有効期限内に国保資格の異動や所得の修正などがあった場合は、自己負担割合を再判定します。

平成26年4月採用

関市職員

(民間企業などの実務経験者)を募集します

採用時35歳以上(昭和54年4月1日以前生まれの方)対象

◆事務職(企画立案・事業運営など実務経験者)

◇採用予定人数 1人(係長職程度)

◇受験資格 民間企業などにおける「企画立案」「事業運営」「経営管理」の実務経験が、5年間以上ある方

◆技術職(電気技術職および土木技術職)

◇採用予定人数 各1人(係長職程度)

◇受験資格

●電気技術職 民間企業などにおける「建築設備」の実務経験が5年間以上ある方

●土木技術職 民間企業などにおける「土木技術」の実務経験が5年間以上ある方

※採用予定人数は予定です。選考の結果、適任の方がいない場合は、採用をしないことがあります。

※いずれもその他の資格要件がありますので、詳しくは試験案内でご確認ください。

※試験案内、申込書類は職員課で配布するほか、市ホームページからダウンロードもできます。

試験内容

◎第1次試験 書類選考

◎第2次試験・第3次試験(詳細は第1次試験合格者に通知します)
面接、集団討論など

受験申し込み

9月13日(金)までに、次の書類を職員課へ提出してください。
(郵送可、消印有効)

①関市職員採用試験申込書(実務経験者対象)……………指定書式

②私のアピール……………指定書式

③実務経験調書……………指定書式

④小論文(課題は試験案内を参照)

照会先

職員課 ☎ 23-9214 FAX 23-7744

ご存じですか?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品で医療費の節約を!~

照会先

国保年金課

☎ 23-6719

近年、高齢化や医療技術の高度化などにより増加している医療費の抑制と患者負担の軽減を図るため、ジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。

●ジェネリック医薬品って何? 効果や安全性は?

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、最初に作られた薬(先発医薬品)の特許が切れた後に、品質、有効性、安全性が同等であると国が認め、製造・販売されている低価格の薬です。

●ジェネリック医薬品はどうして安い?

先発医薬品の開発には多くの時間とコストがかかりますが、ジェネリック医薬品は開発期間が短くすむため、価格が安くなります。

●ジェネリック医薬品にするメリットは?

ジェネリック医薬品に変更することで、先発医薬品と同等の薬を使いながら、薬代の自己負担額を減らすことができ、増大している医療費財政を節減することにもつながります。

●どうすれば、ジェネリック医薬品に変えられる?

医療機関で出された処方せんに基づき薬局で受け取る薬は、患者さんが医師や薬剤師と相談することで、先発医薬品またはジェネリック医薬品のどちらにするのかを選ぶことができます。

※ジェネリック医薬品へ切り替えの際は、必ず医師、薬剤師にご相談ください。

※薬の種類や病状によっては、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

※国民健康保険被保険者証と一緒に届けた「ジェネリック医薬品相談カード」をご活用ください(ご希望の方には、国保年金課でお渡しします)。

「後発医薬品に関するお知らせ」について

平成25年4月分の薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、どの程度薬代の負担を軽減できるかを試算した「後発医薬品に関するお知らせ」を送付しています。

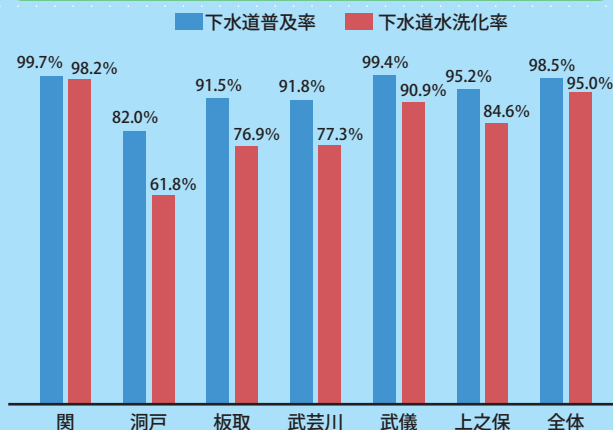
※ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の軽減額が200円以上となる、40歳以上の被保険者を対象に送付しています。

※生活習慣病などに使用される薬についてお知らせしています。

下水道 水が笑顔になれる道

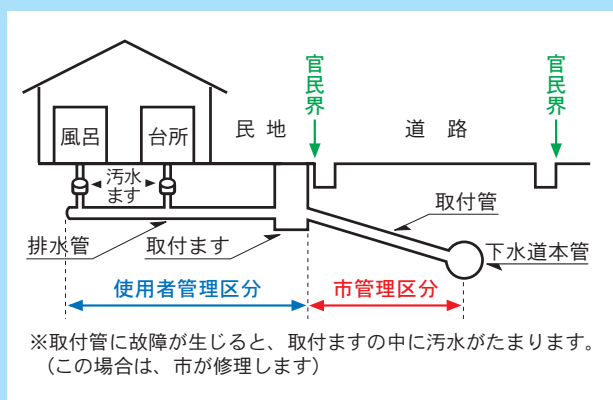
～9月10日は「下水道の日」です～

◆下水道の整備状況（平成25年3月31日現在）



◆下水道の管理区分

- 下水道施設の管理区分は、図のようになっています。



◆下水道施設が故障したときは

- 排水管の詰まりなど下水道施設が故障したときは、その故障した場所の管理者が修理することになります。

故障場所	区分	連絡先
市の管理区分	平日の昼間	下水道課 (☎23-7708)
	平日の夜間、休日	市役所宿直、日直 (☎22-3131)
使用者の管理区分	平日	下水道排水設備指定工事店
	休日	休日当番の指定工事店

◆下水道排水設備の工事は指定工事店で

- 使用者が管理する排水設備の工事は、市の指定を受けた下水道排水設備指定工事店が行います。新設、修理などの工事は、必ず指定工事店に依頼してください。

◆下水道の正しい利用を

- 次のようなものは下水道に流さないでください。詰まりや悪臭、処理場の機能低下の原因になります。これらのものを流して下水道施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただくことになります。

残飯・野菜くず、生理用品・紙おむつ・ウェットティッシュ、タオル・布類、食用油・機械油、ガソリン・灯油・シンナー、薬品など

（「トイレに流せます」と表示のあるものも、できるだけ流さないようにしてください。）

- 台所、洗面所、洗濯機、お風呂からの排水が建物の外側に出た所や排水管の合流点などにある汚水ます（コンクリートや塩化ビニルでできています。）に、ごみや油がたまと詰まりの原因になります。1～2カ月に一度、汚水ますを掃除しましょう。

◆こんなときは

下水道が詰まった	下水道の管理区分の図にある「取付ます」が詰まっているときは下水道課へ、「取付ます」よりも内側で詰まっているときは指定工事店へ連絡してください。
使用者の名義を変えたい	水道課または下水道課の窓口へ届け出てください。
家族の人数が変わった	井戸水などを利用している場合や井戸水などと水道を併用している場合は、下水道課の窓口へ届け出てください。水道のみを利用している場合は、水道の使用量で料金を計算しますので、届け出は不要です。
井戸水などの使用をやめた	下水道課に連絡してください。

◆照会先 下水道課 ☎23-7708 FAX 23-7741

みんなで食卓を囲もう!

きょうしゅく
~共食のススメ~

「共食」とは、家族、友人、学習、仕事やグループの仲間と食卓を囲んで、「いただきます」から「ごちそうさま」までの、一連の食行動の時間を共有することです。また、料理や野菜の栽培など誰かと一緒に食体験するのも「共食」のひとつです。

共食から期待できること

健康のための食べ物や食べ方、食品の旬、食べ物や作った人への感謝の気持ち、はしの作法や食事マナー、行事食、食文化、共食の相手の食欲や食べ方を気づかう…などが、共食によって毎日の食事の中で繰り返されて習慣となります。そして「いつもの食べ方」が育つと考えられています。

食育は子どもだけのものではない!

子どもの「いつもの食べ方」が健全に育つためには、伝える側のおとな自身が食育の意味を知り、実践できることが大切です。また生活習慣病予防の食生活や、食べ物を育てることなども、食育に含まれます。食育はおとなにも必要なことなのです。

これって、共食?

家族と一緒に食事をしていても、テレビに夢中になっていたり、携帯電話をいじったりしている食卓が、果たして「食を共有している」といえるのでしょうか。

毎月19日は「食育の日」

普段なかなか「共食の時間」が持てないという方も、「食育の日」を合言葉に、家族や友人と食卓を囲ってみませんか。

食中毒予防の話題も食卓にのせよう

食中毒は1年中発生していますが、気温・湿度の高い夏場に多く発生します。食品の安全な取り扱いや、冷蔵庫の使い方などについても、ぜひ食卓での話題にしましょう。

スポーツの秋! 第7回つばがわスポレク祭に参加しよう!!

武儀・上之保両地域の6会場で、スポーツレクリエーション祭(スポレク祭)を行います。自治会で、愛好者同士で、ご家族で、職場のみんなでチームを作って、軽スポーツを楽しみましょう。

■期日: 10月6日(日) ■総合開会式: 午前9時~ 武儀生涯学習センター

A カローリング

- 会場 上之保小学校体育館
- チーム 1チーム3人(小学3年生以下は大人1人を含む)

C ペタンク

- 会場 上之保ふるさと広場
- チーム 1チーム3人

D ゲートボール

- 会場 上之保ふるさと広場
- チーム 1チーム5人
- その他 スティックを持参

F 卓球

- 会場 上之保中学校体育館
- チーム 個人戦
- その他 ラケット持参

B ソフトバレーボール

- 会場 武儀生涯学習センター
- 部門 正式ルールの部
独自ルールの部
(男性ジャンプ禁止、アンダーサーブ)
- チーム 正式: コート内は男女2人ずつもしくは男性1人でも可
独自: コート内は女性4人もしくは男性は2人以下

E 玉入れ

- 会場 上之保生涯学習センター
- チーム 1チーム5人

G ウォーキング

- 会場 上之保地内
- 参加費は無料

- 参加資格 いずれも市内在住、在勤、在学者で小学1年生以上ただし、ソフトバレーボールは中学生以上
- 表彰 A、B、E、Fは優勝・準優勝 C、Dは優勝・準優勝・第3位
- 申込み 9月18日(水)までにスポーツ推進課または各地域教育事務所へ参加申込書を提出(申込書は各所にあります)申込者多数の場合は、抽選とします。
- 参加費 1人250円(当日各会場で受け付け)
- 開催可否 屋外種目(C、D、G)は雨天中止。問い合わせは午前7時30分以降にテレホンサービス(☎23-7752)でご確認ください。
- 照会先 武儀地域教育事務所(☎49-3715)、上之保地域教育事務所(☎47-2001)

「市民の声」「市長への伝言」コーナー

あなたの声^{こえ}を市政に



市民の皆さんの新鮮で柔軟な発想による
「まちづくり」のための夢やアイデア、
市政への提言などをお寄せください。

市長への伝言

まちづくりなど、市政全般についてのご意見、
ご提言をお書きください。

- 差出人欄をお書きください。内容によっては、
直接回答します。
- 切り取り線の所から切り取って封筒を作り、
切手を貼らずにお出しく下さい。
- 市販の封筒などでも、送ることができます。

＜送付先＞〒501-3894 関市若草通 3丁目 1 番地
関市役所「市長への伝言」行

市民の声

電話やファクス、インターネットでも、市政
へのご意見、ご提言をお聞きしています。

◎電話・ファクス共通番号

フリーダイヤル ハ ナ シ ヲ シ ニ
0120-874042
(話を市に)

市のホームページからも受け付けています。

<http://www.city.seki.lg.jp/>

▼——線に沿って切り取ってください。

料金受取人払郵便

5 0 1 3 2 9 0

関 局
承 認
3048

差出有効期間
平成26年 5 月
31日まで

☆切手をはらずに
お出しく下さい

市長への伝言

関
市
長
行

関
郵
便
局
私
書
箱
第
9
号



5 0 1 3 2 9 0

7

市民の声

あなたの声^{こえ}を市政に!

- 関市では、より多くの皆様のご意見をお聞き
して市政に反映させたいと考えています。
あなたの市政全般に対するご意見やご要望、
ご提案などをお寄せください。

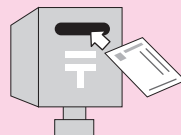
封筒のつくり方



- ①切り取り線に沿って
紙面から切り取り、
この面が外側になるように
中央を折ります。



- ②あて先を下にして、
のりしろを図のように
貼り合わせます。



- ③切手を貼らず
そのままお近くのポストへ
投函してください。

農業用ビニールハウスの設置に係る補助制度ができました

◆照会先 農務課 ☎23-6761 めぐみの農業協同組合中農本部 ☎23-8111

●趣旨

農家の経営の安定と品質向上、生産拡大を図るため、農業用ビニールハウスを設置する場合、費用の一部を関市農業用ビニールハウス設置事業補助金として交付します。

●補助対象となる方

- ①補助金の対象となる方は、市内に住所および農地を有し、当該農地にハウスを設置する農家またはグループ（2戸以上の農家で構成された組織）とし、直売所などへの出荷のため当該ハウスで農作物をおおむね3年以上作付けする方
- ②補助の対象となるハウスは、1農家または1グループにつき1棟
- ③補助の対象となる経費は、新設または増設するハウスの資材費に要する経費

●補助金の額

補助対象経費の4分の1に相当する額とし、10万円を限度とします。（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

●補助金を申請するには

「補助金交付申請書」を市へ提出し、交付決定後に実施してください。

JAからの助成もあります（交付要件などの詳細はお問い合わせください）

【対 象】 JAで購入された60㎡以上のビニールハウスで、JAの直売施設（とれたた広場など）に出荷される組合員

【助成金】 資材費の3分の1以内（ただし、10万円が限度）

市民の声

について

の り し ろ

の
り
し
ろ

の り し ろ

〒

あなたの
住 所

お 名 前

男・女 歳

職 業

電話番号

平成 年 月 日

※必ずご記入ください。

鵜匠家バックヤード ウォーキングツアー

小瀬周辺の
歴史を学ぼう!

鵜飼は夜、漁だけ行うイメージが定着しています。しかし、鵜匠は鵜と共に生活しているなど、鵜匠の裏側の顔はあまり知られていません。本ツアーでは、普段見ることができない鵜匠の自宅を訪問し、鳥屋などを見学します。また、小瀬周辺には鵜飼だけではなく、国史跡弥勒寺官衙遺跡群や円空入定塚など、関市を語る上で欠かせない文化財が多くあります。このような文化財を鵜飼と合わせて見学していただき、小瀬鵜飼の魅力と歴史を知っていただきます。

日時 10月5日(日) 午後3時～8時30分ごろ

集合場所 関遊船株式会社観覧船待合室前

定員 20人 ※申し込み多数の場合は抽選

参加費 大人3,500円(中学生以上)、小人2,500円(鵜飼乗船料金、資料、保険代を含む)
※小学生は保護者同伴

持ち物 筆記用具、帽子、タオル、飲料水、雨具など

申込方法 9月2日(月)～12日(木)に長良川伝統漁法保護事業実行委員会事務局(関市文化財保護センター内)へ電話(☎46-2313)またはファクス(FAX46-2310) ※午前9時～午後5時(土日は休み)

その他 全行程で5キロ程度歩きます。健康状態・ご自分の体力をチェックした上でご参加ください。希望者に弁当を1食1,500円にて注文を承ります。また、観覧船への飲食物の持ち込みは自由です。

※鵜飼が中止の場合は、
ツアーも中止します。



濃州関所茶屋
からのお知らせ

体験してみませんか

匠の技

匠の技
体験工房
参加者
募集

折り紙教室

折り紙で季節の飾りや遊べる作品などを作ります。

講師

米光富雄さん
(関市卓越技能者)

日時

12月8日(日)
午後1時～3時

定員

各日15人
(親子での参加大歓迎)

費用

120円(材料費)

季節に合わせた手芸教室

毎回違った小物を作ります。(手まり、根付、グリーティングカードなど)

講師

足立幸枝さん

日時

11月17日(日)、12月8日(日)
午前9時～正午

定員

各日15人

費用

100～500円(材料費)

グラスアート教室

平らな板にフィルムを貼って彩色し、リード線をつけて作品にします。

講師

笠原洋子さん

日時

11月24日(日)、12月22日(日)
午前9時～11時

定員

各日5人

費用

1,000円(材料費)

持ち物

はさみ

ハンドメイドクラフト教室

羊毛フェルトや切抜きプリント、ポンポンなど心にとくくるオリジナル小物を作ります。

講師

コーボ・ヒロさん

日時

11月17日(日)、12月15日(日)
午前9時30分～正午

定員

各日5人

費用

100～500円(材料費)

持ち物

手芸用はさみ

円空彫り教室

ノミを使って、郷土ゆかりの円空仏を彫ります。

講師

平野忠男さん
(木工技能士)

日時

11月16日(土)
午前10時～午後3時

定員

5人

費用

1,000円

持ち物

ノミ、金づち、彫刻刀(ある人)
※床に座って作業できる
服装で

問い合わせ・申込先

濃州関所茶屋(☎23-9922)または関鍛冶伝承館(☎23-3825)

※定員になり次第締め切ります。※講師の都合により、日程が変更になる場合があります。※受講中のケガなどは自己責任となりますのでご了承ください。

※レストランは8月末日をもって営業終了しました。当館は館内整理のため、9月20日(金)まで休館します。